

群馬県私立高等学校通信制の課程の設置認可に係る審査基準

(趣旨)

第1条 私立高等学校の通信制の課程の設置に係る認可については、学校教育法(昭和22年法律第26号)、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号。以下「通信教育規程」という。)その他法令に定めるもの及び高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインのほか、この審査基準に定めるところによる。

(定義)

第1－2条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施校 群馬県知事を所轄庁とする、通信制の課程を置く私立高等学校
- (2) 独立校 通信制の課程のみを置く実施校
- (3) 通信教育連携協力施設 實施校の行う通信教育について連携協力をを行う面接指導等実施施設及び学習等支援施設
- (4) 面接指導等実施施設 面接指導又は試験等の実施について連携協力をを行う施設
- (5) 学習等支援施設 生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附帯する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力をを行う施設であって、面接指導等実施施設以外のもの
- (6) 協力校 實施校の行う通信教育について連携協力する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)
- (7) 技能教育施設 学校教育法第55条に基づく技能教育のための施設

(名称)

第1－3条 独立校の名称は、既存の高等学校又は中等教育学校と同一のものであってはならず、原則として類似の名称でないものとする。

2 学科及び学科に設けるコースの名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがある等、教育内容について誤解を与える名称でないものとする。

(立地条件)

第2条 実施校は、学校教育の場にふさわしい適切な環境に立地していなければならない。

(通信教育実施区域)

第3条 実施校の通信教育を受ける生徒の住所地のある都道府県(以下「通信教育実施区域」という。)が、群馬県のほか、他の都道府県に及ぶ場合には、当該都道府県の意向を踏まえなければならない。

2 通信教育実施区域は、通信教育の実施に当たり、支障のない範囲で定めるものとする。

(通信教育の方法等)

第4条 通信教育は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。

2 前項の通信教育は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行わなければならない。

3 添削指導に用いる課題は、その大部分を記述式であることとし、添削指導は正誤のみの記載ではなく必

要な解説等を付すこと。

- 4 面接指導は、生徒を実施校又は面接指導等実施施設のいずれかに登校させ、個別又は一斉授業によって行う。この場合において、同時に面接指導を受ける生徒数は、原則として40人以下とする。
- 5 試験は、生徒を実施校又は面接指導等実施施設のいずれかに登校させて行う。
- 6 各教科・科目の一単位当たりの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、高等学校学習指導要領に定める回数及び単位時間数を最低の基準とする。

(通信教育連携協力施設)

- 第5条 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設の設置者との協力及び連携を十分に図り、生徒の修学に支障のないようにしなければならない。
- 2 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設（実施校の設置者と設置者が異なる場合に限る。以下この項において同じ。）における、施設、設備その他の当該通信教育連携協力施設における教育内容について、通信教育連携協力施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うとともに、当該文書を群馬県知事に提出するものとする。
 - 3 面接指導等実施施設は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 実施校の分校又は協力校であること。ただし、特別の事情があり、教育上支障がない場合は、学校法人が設置する教育施設（大学、高等専門学校、専修学校、各種学校又は技能教育施設）を面接指導等実施施設とすることができます。
 - (2) 当該面接指導等実施施設の本来の目的である教育活動等に支障がなく、実施校の教育を行うことができる施設及び設備が提供されること。
 - 4 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合においては、実施校の学則に記載しなければならない。

(定員)

- 第6条 定員は、原則として、本校及び通信教育連携協力施設ごとに定める人数を合計したものとする。
- 2 実施校の設置者は、前項の収容定員について、面接指導、試験等の実施に当たり十分な教育環境が確保されるよう、適正な人数を定めなければならない。

(教職員)

- 第7条 独立校には、校長を置かなければならない。
- 2 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

(養護教諭等)

- 第8条 実施校には、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を1人以上置かなければならない。ただし、他の職を兼ねることができる。

(独立校の校舎等)

- 第9条 校地は、適正な教育環境が確保できる面積とする。
- 2 校舎は、独立した建物とし、その延床面積は1,200平方メートルを最低の基準とする。

3 普通教室は、生徒数及び面接指導の単位時間数等に応じ、適正な面接指導等が実施できる数を確保するものとする。

(給水設備)

第10条 実施校には、学校規模に応じて、保健衛生上必要な給水設備を備えなければならない。

(校具及び教具)

第11条 校具及び教具は、学校規模に応じて、机、椅子、機械器具、標本、図書その他教育上必要なものを備えなければならない。

(消防設備)

第12条 実施校は、学校規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

(基本財産)

第13条 実施校の校地、校舎及び設備（賃貸借等によることが適當であると認められる設備を除く。）は、原則として負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次の各号いずれかに該当する場合で、かつ、教育上支障がないときは、この限りではない。

（1）国又は地方公共団体から借用する場合

（2）国又は地方公共団体以外の者から借用する場合にあっては、20年以上の長期にわたり安定して使用できる保証がある場合

(資金等)

第14条 実施校に必要な施設及び設備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。ただし、日本私立学校振興・共済事業団が行う貸付けを受ける場合であって、基本財産の4分の1の範囲内の額の借入金を充てるときは、この限りでない。

2 前条ただし書きに該当する場合は、借用後の各年度における賃借料と他の借入金に係る償還額（元利合計）の合計は、当該学校の年間事業活動収入の5分の1以内であること。

3 実施校の経営に必要な運用財産として、開設年度の経常的経費に相当する資金を保有すること。この場合において、当該運用財産の財源には、借入金その他の負債を充てないこと。

4 設置経費及び前号に規定する運用財産は、原則として、認可申請時において、収納されていること。

5 実施校の完成年度までの各年度の経常的経費の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。

附 則

この審査基準は、平成15年5月30日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和 5 年 6 月 14 日から施行する。